

平成 29 年度 第 1 回 長野市景観審議会記録

日時 平成29年 4 月26日 (水)
午後 1 時30分～午後 3 時00分
場所 市役所第一庁舎 4 階 会議室141

出席委員 12 名

赤羽委員、野口委員、羽藤委員、山貝委員、石黒委員、北村委員、篠原委員
土倉委員、野村委員、池内委員、下崎委員、森山委員

欠席委員 3 名

稲葉委員、大上委員、久米委員

1 開 会

2 委員委嘱及び委員紹介

3 市長挨拶

4 会長及び副会長選出

(会長に北村委員、副会長に赤羽委員を選出)

5 正副会長挨拶

6 諮 問

- ・ 第 30 回長野市景観賞について
- ・ 景観重要建造物の現状変更について

7 長野市景観審議会について

8 第 30 回長野市景観賞について

事務局：【景観賞について説明】

委 員：作品調書について、前回から調書のなかに選考要素の欄を設けた。今年度も続けて欲しい。

委 員：作品調書のみで一次選考を行うのか。場所は分からないのか。

事務局：調書には、建物等の概要、施主・設計者のコメントを載せるほか、作品の写真を 4 点載せさせていただく。本来なら現地に赴いて判断していただきたいが時間的に難しいため、昨年度から 20 秒ほどの動画を見て、参考にさせていただいている。

委員：対象はハード的なものとソフト的なものがあるが、審査をするうえで区別等はあるか。同じレベルで審査するのは難しいと思うが。

事務局：部門分け等はしていない。全て横並びで審査をお願いしたい。

委員：景観賞の周知についてだが、住民自治協議会などには募集をしているか。

事務局：ホームページで周知し、各支所、公民館にはリーフレットを配布している。住民自治協議会には送っていないので今後、送付を検討したい。

委員：毎年何件くらい応募があるか。

事務局：幅があり、多いときは50件程度、少ないときは30件に満たない状況。景気に左右される傾向がある。

委員：自薦と他薦の割合はどのくらいか。

事務局：他薦が多い。自薦はだいたい毎年3割程度である。

9 専門部会委員選出

(デザイン専門部会委員に赤羽委員、大上委員、石黒委員、土倉委員、下崎委員を選出)

(景観計画改定専門部会委員に赤羽委員、稲葉委員、久米委員、野口委員、石黒委員を選出)

10 その他

委員：審議会で審議の結果、不可とするものはあるか。それが法律に基づく場合はいいが、景観は漠然としていて法律に基づかない見方もある。

事務局：法律に基づく場合は、建築物など一定規模の建築行為は、景観法で市に届出していただく。

委員：それは罰則があるのか。

事務局：景観法に罰則規定がある。景観計画の景観形成基準に適合するか市で審査するが、届出内容によっては、審議会にお諮りする場合がある。命令や勧告は審議会に諮ったあと行うが、事業者が従わない場合は、罰則がある。

委員：環境との区別はどのようにしてるか。

事務局：それぞれの担当が協議をしながら進めていくようになるかと思う。

委員：この審議会は、環境分野まで踏み込むことができるということか。

事務局：環境は、市に環境政策部門があるので、そちらにかかる部分であれば、事務局に任せていただき、環境部門と協議をして、審議会にフィードバックさせていただければと思う。

委員：その手順になるだろう。建物ならば、これは格好良いとか、ここに建てるのは不都合だということを景観審議会で議論するということか。

委員：景観審議会には、そのような案件を審議する権限を付託されていない。景観審議会の役割を読むとわかると思う。景観審議会がどこまで審議できるのか、はっきりしないところはある。

景観賞の選考は付託されているが、市内の建物や都市建造物に対し、市民に対して悪影響があるかなどを判断する権限は、この審議会にはないと思う。

自分が市内を歩いて、これは良くないと審議するものではなく、条例上の行為に対して審議するのだと思う。

委員：条例の範囲内であれば、届出を認めるのか。届出に対し、指導はできるのか。

委員：できると思う。定量的な条例の基準に適合していなければ、当然駄目ということになる。

事務局：審議会の意見を聴くものは、諮問させていただき、委員のご意見を聴いて、行政が景観法等に基づいて勧告などをする流れである。行政が審議会の意見を尊重して勧告などをするものなので、審議会が直接することはない。

事務局：先程の資料に景観審議会が審議する案件がある。基本的には、ここに書かれているものについて、委員に審議していただくようになる。

委員：計画を遵守せず、届け出ずに工事したり、届出と実態が違う場合がある。その場合、景観審議会でおかしいと勧告ができるのか。

事務局：あくまでも景観審議会は、市から諮問して審議いただくものである。市がそのような案件に対して命令や勧告をしたいと諮問し、審議いただいて市が勧告などをするものである。

委員：一般市民から直接審議会に投書等がきた場合、審議しないということか。市の事務局を通して議案を作成し、審議会で審議するということか。

事務局：市民から投書等があれば、事務局が受け、しかるべき手続きをとらせていただく。

委員：以前、信州新町にある屋外広告物条例の特別規制地区が諮問された。市民から提案があり事務局が計画を立てて、審議会に諮ったのか。

事務局：信州新町との合併による懸案事項としてご審議いただいたものである。

委員：審議会は、新たに規制地区や推進地区を指定したいと思ったときに、カトウさんへの提案ポストに投稿するくらいの権限しかないのか。

事務局：諮問したもの以外は意見を聴かないということではない。審議会は、長野市の景観をいかに良くしていくか意見を聴く場であり、市に意見することは、審議会の役割のひとつと考える。景観計画の見直しの時期でもあり、計画に意見を盛り込むことも可能であり、活発な意見をいただきたい。

事務局：【平成28年度デザイン専門部会で審議、許可された景観重要建造物・宿坊極意について、施工範囲の変更説明】

委員：昨年度、5年計画で整備するという事でデザイン専門部会にて承認し、審議会に報告させていただいた。その4年目と5年目の施工位置が入れ替わるものなので、問題はないと思う。

委員：(変更について了承)

11 閉 会

(部長挨拶)